

○総務省令第五十号

電波法（昭和二十五年法律第三百三十一号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、電波法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年七月二十五日

総務大臣 野田 聖子

電波法施行規則等の一部を改正する省令

（電波法施行規則の一部改正）

第一条 電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものである当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

(定義等)

第二条 電波法に基づく命令の規定の解釈に関しては、別に規定するもののほか、次の定義に従うものとする。

〔一〕三十七の三 略〕

三十七の四 「船舶自動識別装置」とは、次に掲げるものをいう。

(1) 船舶局、海岸局又は船舶地球局の無線設備であつて、船舶の船名その他の船舶を識別する情報、位置、針路、速度その他の自動的に更新される情報であつて航行の安全に関する情報及び目的地、目的地への到着予定時刻その他の手動で更新される情報であつて運航に関する情報を船舶局相互間、船舶局と海岸局との間、船舶局と人工衛星局との間又は船舶地球局と人工衛星局との間において自動的に送受信する機能を有するもの

〔2〕略〕

三十七の五 「簡易型船舶自動識別装置」とは、船舶局又は船舶地球局の無線設備であつて、船舶の船名その他の船舶を識別する情報及び位置、針路、速度その他の自動的に更新される情報であつて航行の安全に関する情報のみを船舶局相互間、船舶局と海岸局との間、船舶局と人工衛星局との間又は船舶地球局と人工衛星局との間において自動的に送受信する機能を有するものをいう。

〔三十七の六〕九十三 略〕

〔2〕略〕

(無線局の種別及び定義)

第四条 無線局の種別を次のとおり定め、それぞれ下記のとおり定義する。

〔一〕八 略〕

九 船舶局

船舶の無線局(人工衛星局の中継によつてのみ無線通信を行うものを除く。)のうち、無線設備が遭難自動通報設備又はレーダーのもの以外のものをいう。

〔十〕二十の五 略〕

二十の六 船舶地球局

法第六条第一項第四号ロに規定する船舶地球局をいう。

二十の七 航空機地球局

法第六条第一項第四号ロに規定する航空機地球局をいう。

〔二十の八〕二十の九 略〕

二十の十 人工衛星局

法第六条第一項第四号イに規定する人工衛星局をいう。

〔二十の十一〕二十九 略〕

〔2〕略〕

(定義等)

第二条 電波法に基づく命令の規定の解釈に関しては、別に規定せられるもののほか、次の定義に従うものとする。

〔一〕三十七の三 同上〕

三十七の四 「船舶自動識別装置」とは、次に掲げるものをいう。

(1) 船舶局又は海岸局の無線設備であつて、船舶の船名その他の船舶を識別する情報、位置、針路、速度その他の自動的に更新される情報であつて航行の安全に関する情報及び目的地、目的地への到着予定時刻その他の手動で更新される情報であつて運航に関する情報を船舶局相互間又は船舶局と海岸局との間において自動的に送受信する機能を有するもの

〔2〕同上〕

三十七の五 「簡易型船舶自動識別装置」とは、船舶局の無線設備であつて、船舶の船名その他の船舶を識別する情報及び位置、針路、速度その他の自動的に更新される情報であつて航行の安全に関する情報のみを船舶局相互間又は船舶局と海岸局との間において自動的に送受信する機能を有するものをいう。

〔三十七の六〕九十三 同上〕

〔2〕同上〕

(無線局の種別及び定義)

第四条 無線局の種別を次のとおり定め、それぞれ下記のとおり定義する。

〔一〕八 同上〕

九 船舶局

船舶の無線局のうち、無線設備が遭難自動通報設備又はレーダーのもの以外のものをいう。

〔十〕二十の五 同上〕

二十の六 船舶地球局

法第六条第一項第四号に規定する船舶地球局をいう。

二十の七 航空機地球局

法第六条第一項第四号に規定する航空機地球局をいう。

〔二十の八〕二十の九 同上〕

二十の十 人工衛星局

法第六条第一項第四号に規定する人工衛星局をいう。

〔二十の十一〕二十九 同上〕

〔2〕同上〕

(公示する期間内に申請することを要しない無線局)
第六条の四 法第六条第八項の総務省令で定める無線局は、次の各号に掲げるものとする。

〔一〇八 略〕

九 法第六条第八項の規定により総務大臣が公示した期間内に免許の申請が行われた無線局が開設されている人工衛星(当該無線局が開設されていたものを含む。)に開設する基幹放送局(第四号及び第六号に掲げるものを除く。)

〔十一 略〕

(簡易な操作)

第三十三条 法第三十九条第一項本文の総務省令で定める簡易な操作は、次のとおりとする。ただし、第三十四条の二各号に掲げる無線設備の操作を除く。

〔一・二 略〕

三 次に掲げる無線局の無線設備の操作で当該無線局の無線従事者の管理の下に行うもの

(1) 船舶局(船上通信設備、双方向無線電話、船舶航空機間双方向無線電話及び船舶自動識別装置(通信操作を除く。))に限る。

〔2〕 略

四 次に掲げる無線局(特定無線局に該当するものを除く。)の無線設備の通信操作

〔1〕 略

〔2〕 海岸局(船舶自動識別装置に限る。)

〔3〕 船舶局(船舶自動識別装置に限る。)

〔4〕 略

〔5〕 船舶地球局(船舶自動識別装置に限る。)

〔6〕 略

〔7〕 略

五 次に掲げる無線局(特定無線局に該当するものを除く。)の無線設備の連絡の設定及び終了(自動装置により行われるものを除く。)に関する通信操作以外の通信操作で当該無線局の無線従事者の管理の下に行うもの

(1) 船舶局(第三号(1)及び前号(3)に該当する無線設備を除く。)

〔2〕(4) 略

(5) 船舶地球局(電気通信業務を行うことを目的とするものに限る。)

(6) 航空機地球局(前号(6)に該当するものを除く。)

〔六〇八 略〕

(公示する期間内に申請することを要しない無線局)
第六条の四 法第六条第七項の総務省令で定める無線局は、次の各号に掲げるものとする。

〔一〇八 同上〕

九 法第六条第七項の規定により総務大臣が公示した期間内に免許の申請が行われた無線局が開設されている人工衛星(当該無線局が開設されていたものを含む。)に開設する基幹放送局(第四号及び第六号に掲げるものを除く。)

〔十一 同上〕

(簡易な操作)

第三十三条 法第三十九条第一項本文の総務省令で定める簡易な操作は、次のとおりとする。ただし、第三十四条の二各号に掲げる無線設備の操作を除く。

〔一・二 同上〕

三 次に掲げる無線局の無線設備の操作で当該無線局の無線従事者の管理の下に行うもの

(1) 船舶局(船上通信設備、双方向無線電話、船舶航空機間双方向無線電話及び船舶自動識別装置に限る。)

〔2〕 同上

四 次に掲げる無線局(特定無線局に該当するものを除く。)の無線設備の通信操作

〔1〕 同上

〔新設〕

〔新設〕

〔2〕 同上

〔新設〕

〔3〕 同上

〔4〕 同上

五 次に掲げる無線局(特定無線局に該当するものを除く。)の無線設備の連絡の設定及び終了(自動装置により行われるものを除く。)に関する通信操作以外の通信操作で当該無線局の無線従事者の管理の下に行うもの

(1) 船舶局(第三号(1)に該当する無線設備を除く。)

〔2〕(4) 同上

(5) 船舶地球局

(6) 航空機地球局(前号(3)に該当するものを除く。)

〔六〇八 同上〕

(定期検査を行わない無線局)

第四十一条の二の六 法第七十三条第一項の総務省令で定める無線局は、次のとおりとする。

〔一〕十六 略

十七 船舶地球局(簡易型船舶自動識別装置のみを設置するものに限る。)

十八 二十六 略

第四十三条 船舶局、航空機局、船舶地球局(電気通信業務を行うことを目的とするものを除く。)、又は航空機地球局(電気通信業務を行うことを目的とするものを除く。)(の免許人は、法第六条第三項、第四項、第五項又は第六項に規定する事項に変更があつたときは、速やかにその旨を文書によつて、総合通信局長に届け出なければならない。)

2 遭難自動通報局(携帯用位置指示無線標識のみを設置するものを除く。)、無線航行移動局、船舶地球局(電気通信業務を行うことを目的とするものに限る。)(又は航空機地球局(電気通信業務を行うことを目的とするものに限る。))の免許人は、その無線局の無線設備の設置場所である船舶又は航空機の所有者又は主たる停泊港若しくは定置場に変更があつたときは、速やかにその旨を文書によつて、総合通信局長に届け出なければならない。

〔3・4 略〕

(書類の提出)

第五十二条 略

〔2・3 略〕

4 検査実施報告書であつて船舶局(第四十一条の二の六第八号に規定するものを除く。)、遭難自動通報局、無線航行移動局(第四十一条の二の六第十三号に規定するものを除く。)(又は船舶地球局(第四十一条の二の六第十七号に規定するものを除く。))に係るものについては、第一項の規定にかかわらず、任意の総合通信局長を経由して所轄総合通信局長に提出することを妨げない。

〔5 略〕

別表第五号 定期検査の実施時期(第四十一条の四関係)

〔一〕十九 略

二十 海岸地球局

- (1) 電気通信業務を行うことを目的として開設するもの
(2) (1)に該当しないもの

〔二十一・二十二 略〕

一年
五年

(定期検査を行わない無線局)

第四十一条の二の六 法第七十三条第一項の総務省令で定める無線局は、次のとおりとする。

〔一〕十六 同上

〔新設〕

十七 二十五 同上

第四十三条 船舶局、航空機局又は航空機地球局(電気通信業務を行うことを目的とするものを除く。)(の免許人は、法第六条第三項、第四項又は第五項に規定する事項に変更があつたときは、すみやかにその旨を文書によつて、総合通信局長に届け出なければならない。)

2 遭難自動通報局(携帯用位置指示無線標識のみを設置するものを除く。)、無線航行移動局、船舶地球局又は航空機地球局(電気通信業務を行うことを目的とするものに限る。)(の免許人は、その無線局の無線設備の設置場所である船舶又は航空機の所有者又は主たる停泊港若しくは定置場に変更があつたときは、すみやかにその旨を文書によつて、総合通信局長に届け出なければならない。)

〔3・4 同上〕

(書類の提出)

第五十二条 同上

〔2・3 同上〕

4 検査実施報告書であつて船舶局(第四十一条の二の六第八号に規定するものを除く。)、遭難自動通報局、無線航行移動局(第四十一条の二の六第十三号に規定するものを除く。)(又は船舶地球局に係るものについては、第一項の規定にかかわらず、任意の総合通信局長を経由して所轄総合通信局長に提出することを妨げない。)

〔5 同上〕

別表第五号 定期検査の実施時期(第四十一条の四関係)

〔一〕十九 同上

二十 海岸地球局

〔二十一・二十二 同上〕

一年

<p>二十三 船舶地球局</p> <p>〔1〕 略</p> <p>〔2〕 船舶自動識別装置の無線設備のみを設置するもの</p> <p>〔3〕 (1)及び(2)に該当しないもの</p> <p>〔二十四～三十二 略〕</p>	<p>二十三 船舶地球局</p> <p>〔1〕 同上</p> <p>〔新設〕</p> <p>〔2〕 (1)に該当しないもの</p> <p>〔二十四～三十二 同上〕</p>
<p>備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	<p>二年</p>

(無線局免許手続規則の一部改正)

第二条 無線局免許手続規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線(下線を含む。以下この条において同じ。)を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

(添付書類等)
 第四条 「略」

2 無線局事項書及び工事設計書の様式は、次の表に掲げるとおりとする。

区 分	無線局事項書及び工事設計書の様式	
	無線局事項書の様式	工事設計書の様式
〔一〇六 略〕	別表第二号第3	別表第二号の二第5
七 船舶地球局(電気通信業務を行うことを目的とするものに限る。)	別表第二号の三第3	
〔八〇十三 略〕		
十四 特定船舶局、船舶地球局(電気通信業務を行うことを目的とするものを除く。)、 遭難自動通報局(携帯用位置指示無線標識のみを設置するものを除く。) 及び無線航行移動局		
〔十五 略〕		

(添付書類の写しの提出部数等)

第八条 次の表の上欄に掲げる無線局の免許の申請をしようとする者は、免許の申請書及び添付書類に、次の表の上欄に掲げる区分に従い、それぞれ同表の下欄に掲げる通数の書類を添えて総務大臣又は総合通信局長(沖縄総合通信事務所長を含む。以下同じ。)に提出しなければならない。ただし、総務大臣又は総合通信局長が写しの提出部数を減じ、又はその提出を要しないこととしたときは、この限りでない。

区 分	書 類
一 基幹放送局、地上一般放送局、標準周波数局、特別業務の局、 固定局、海岸局、航空局、無線呼出局、陸上移動中継局、陸上 局、移動局、無線標識局、無線航行陸上局、無線標定陸上局、無 線測位局、特定実験試験局、実験試験局、人工衛星局、宇宙局、 海岸地球局、航空地球局、携帯基地地球局、船舶地球局(電気通 信業務を行うことを目的とするものに限る。)、航空機地球局、 地球局、アマチュア局(人工衛星に開設するアマチュア局及び人	無線局事項書及び 工事設計書の写し 二通

改正前

(添付書類等)
 第四条 「同上」

2 「同上」

区 分	無線局事項書及び工事設計書の様式	
	無線局事項書の様式	工事設計書の様式
〔一〇六 同上〕	別表第二号第3	別表第二号の二第5
七 船舶地球局	別表第二号の三第3	
〔八〇十三 同上〕		
十四 特定船舶局、遭難自動通報局(携帯用位置指示無線標識のみを設置するものを除く。) 及び無線航行移動局		
〔十五 同上〕		

(添付書類の写しの提出部数等)

第八条 「同上」

区 分	書 類
一 基幹放送局、地上一般放送局、標準周波数局、特別業務の局、 固定局、海岸局、航空局、無線呼出局、陸上移動中継局、陸上 局、移動局、無線標識局、無線航行陸上局、無線標定陸上局、無 線測位局、特定実験試験局、実験試験局、人工衛星局、宇宙局、 海岸地球局、航空地球局、携帯基地地球局、船舶地球局、航空機 地球局、地球局、アマチュア局(人工衛星に開設するアマチュア 局及び人工衛星に開設するアマチュア局の無線設備を遠隔操作す	〔同上〕

工衛星に開設するアマチュア局の無線設備を遠隔操作するアマチュア局（以下「人工衛星等のアマチュア局」という。）に限る。）及び気象援助局	
一 非常局、基地局、携帯基地局、船舶局、船舶地球局（電気通信業務を行うことを目的とするものを除く。）、遭難自動通報局、航空機局、船上通信局、無線航行移動局及び無線標定移動局	無線局事項書及び工事設計書の写し 一冊

〔2 ㉔〕

別表第二号第3 船舶局（特定船舶局を除く。）及び船舶地球局（電気通信業務を行うこと目的とするものに限る。以下この別表において同じ。）の無線局事項書の様式（第4条、第12条関係）（船舶局については、総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

宇宙無線通信を行う実験試験局であつて、船舶に開設するものについては、本様式のとおりとする。この場合において、本様式中「人工衛星局」とあるのは「人工衛星に開設する実験試験局」と、「船舶地球局」とあるのは「宇宙無線通信を行う実験試験局であつて船舶に開設するもの」と、「海岸地球局」とあるのは「宇宙無線通信を行う実験試験局であつて宇宙物体、船舶及び航空機に開設するもの以外のもの」と読み替え、無線局の種別の欄、開設、継続開設又は変更を必要とする理由の欄、無線局の目的の欄及び通信事項の欄は、それぞれの注に準じて記載すること。

〔1～3 略〕
〔注1～44 略〕

別表第二号の二第5 海岸地球局、航空地球局、携帯基地地球局、船舶地球局（電気通信業務を行うことを目的とするものに限る。以下この別表において同じ。）、航空機地球局、携帯移動地球局及び地球局の工事設計書の様式（第4条、第12条関係）

宇宙無線通信を行う実験試験局であつて、船舶及び航空機に開設するものについては、本様式のとおりとする。この場合において、本様式中「人工衛星局」とあるのは、「人工衛星に開設する実験試験局」と、「船舶地球局」とあるのは、「宇宙無線通信を行う実験試験局であつて船舶に開設するもの」と、「航空機地球局」とあるのは、「宇宙無線通信を行う実験試験局であつて、航空機に開設するもの」と、「海岸地球局、航空地球局」とあるのは「宇宙無線通信を行う実験試験局であつて宇宙物体、船舶及び航空機に開設するもの」と読み替え、無線局の種別の欄、申請（届出）を必要とする理由の欄、無線局の目的の欄及び通信事項の欄は、それぞれの注に準じて記載すること。

アマチュア局であつて、人工衛星に開設するアマチュア局の無線設備を遠隔操作するものにつ

るアマチュア局（以下「人工衛星等のアマチュア局」という。）に限る。）及び気象援助局	
一 非常局、基地局、携帯基地局、船舶局、遭難自動通報局、航空機局、船上通信局、無線航行移動局及び無線標定移動局	〔同上〕

〔2 ㉕〕

別表第二号第3 船舶局（特定船舶局を除く。）及び船舶地球局の無線局事項書の様式（第4条、第12条関係）（船舶局については、総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

宇宙無線通信を行う実験試験局であつて、船舶に開設するものについては、本様式のとおりとする。この場合において、本様式中「人工衛星局」とあるのは「人工衛星に開設する実験試験局」と、「船舶地球局」とあるのは「宇宙無線通信を行う実験試験局であつて船舶に開設するもの」と、「海岸地球局」とあるのは「宇宙無線通信を行う実験試験局であつて宇宙物体、船舶及び航空機に開設するもの以外のもの」と読み替え、無線局の種別の欄、開設、継続開設又は変更を必要とする理由の欄、無線局の目的の欄及び通信事項の欄は、それぞれの注に準じて記載すること。

〔1～3 同左〕
〔注1～44 同左〕

別表第二号の二第5 海岸地球局、航空地球局、携帯基地地球局、船舶地球局、携帯移動地球局及び地球局の工事設計書の様式（第4条、第12条関係）

宇宙無線通信を行う実験試験局であつて、船舶及び航空機に開設するものについては、本様式のとおりとする。この場合において、本様式中「人工衛星局」とあるのは、「人工衛星に開設する実験試験局」と、「船舶地球局」とあるのは、「宇宙無線通信を行う実験試験局であつて船舶に開設するもの」と、「航空機地球局」とあるのは、「宇宙無線通信を行う実験試験局であつて、航空機に開設するもの」と、「海岸地球局、航空地球局」とあるのは「宇宙無線通信を行う実験試験局であつて宇宙物体、船舶及び航空機に開設するもの」と読み替え、無線局の種別の欄、申請（届出）を必要とする理由の欄、無線局の目的の欄及び通信事項の欄は、それぞれの注に準じて記載すること。

アマチュア局であつて、人工衛星に開設するアマチュア局の無線設備を遠隔操作するものにつ

<p>いては、本様式のとおりとする。この場合において、本様式中「人工衛星局」とあるのは「人工衛星に開設するアマチュア局」と、「地球局」とあり、及び「地球局等」とあるのは「人工衛星に開設するアマチュア局の無線設備を遠隔操作するアマチュア局」と読み替える。</p> <p>[1～7 略] [注 1～43 略]</p> <p>別表第二号の三第 3 特定船舶局、船舶地球局（電気通信業務を行うことを目的とするものを除く。以下この別表において同じ。）、遭難自動通報局（携帯用位置指示無線標識のみを設置するものを除く。）及び無線航行移動局の無線局事項書及び工事設計書の様式（第4条、第12条関係）</p> <p>[様式略] [注 1～18 略]</p> <p>19 18の欄（特定船舶局及び船舶地球局に限る。）は、該当する□にレ印を付けること。この場合、「その他」に該当するときは、具体的に（ ）に記載すること。 [20～43 略]</p>	<p>いては、本様式のとおりとする。この場合において、本様式中「人工衛星局」とあるのは「人工衛星に開設するアマチュア局」と、「地球局」とあり、及び「地球局等」とあるのは「人工衛星に開設するアマチュア局の無線設備を遠隔操作するアマチュア局」と読み替える。</p> <p>[1～7 同左] [注 1～43 同左]</p> <p>別表第二号の三第 3 特定船舶局、遭難自動通報局（携帯用位置指示無線標識のみを設置するものを除く。）及び無線航行移動局の無線局事項書及び工事設計書の様式（第4条、第12条関係）</p> <p>[様式同左] [注 1～18 同左]</p> <p>19 18の欄（特定船舶局に限る。）は、該当する□にレ印を付けること。この場合、「その他」に該当するときは、具体的に（ ）に記載すること。 [20～43 同左]</p>
<p>標準 表冊の「」の記載は用いぬ。</p>	

(登録検査等事業者等規則の一部改正)

第三条 登録検査等事業者等規則(平成九年郵政省令第七十六号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下この条において「対象規定」という。)は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>別表第五号 登録検査等事業者（点検の事業のみを行う者を除く。）が行う検査の実施項目（第十六条第一項関係）</p> <p>〔第一・第二 略〕</p> <p>第三 無線設備</p> <p>〔一・一の二 略〕</p> <p>二 電気的特性の検査</p> <p>〔表略〕</p> <p>〔注1 略〕</p> <p>2 船舶地球局（船舶自動識別装置及び簡易型船舶自動識別装置に限る。）の検査の項目は、この表の船舶地球局の項の規定にかかわらず、この表の船舶局の項の規定を適用するものとする。</p> <p>3 〔略〕</p> <p>〔三 略〕</p> <p>別表第七号 登録検査等事業者等が行う点検の実施項目（第十九条第一項関係）</p> <p>〔第一・第二 略〕</p> <p>第三 無線設備</p> <p>〔一・一の二 略〕</p> <p>二 電気的特性の点検</p> <p>〔表略〕</p> <p>〔注1・2 略〕</p> <p>3 船舶地球局（船舶自動識別装置及び簡易型船舶自動識別装置に限る。）の点検の項目は、この表の船舶地球局の項の規定にかかわらず、この表の船舶局の項の規定を適用するものとする。</p> <p>4 〔略〕</p> <p>〔三 略〕</p>	<p>別表第五号 登録検査等事業者（点検の事業のみを行う者を除く。）が行う検査の実施項目（第十六条第一項関係）</p> <p>〔第一・第二 同上〕</p> <p>第三 無線設備</p> <p>〔一・一の二 同上〕</p> <p>二 電気的特性の検査</p> <p>〔表同上〕</p> <p>〔注1 同上〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>2 〔同上〕</p> <p>〔三 同上〕</p> <p>別表第七号 登録検査等事業者等が行う点検の実施項目（第十九条第一項関係）</p> <p>〔第一・第二 同上〕</p> <p>第三 無線設備</p> <p>〔一・一の二 同上〕</p> <p>二 電気的特性の点検</p> <p>〔表同上〕</p> <p>〔注1・2 同上〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>3 〔同上〕</p> <p>〔三 同上〕</p>
<p>備考 表中の「 」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	

附 則

(施行期日)

1 この省令は、電波法及び電気通信事業法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第二十七号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成三十年八月一日）から施行する。

(経過措置)

2 この省令の施行の際現に免許又は予備免許を受けている船舶局（船舶自動識別装置又は簡易型船舶自動識別装置を設置しているものに限る。）にあつては、免許状及び無線局免許手続規則第四条に規定する無線局事項書の通信の相手方の欄に人工衛星局の受信設備が記載されているものとみなす。